

敦賀市公告第40号

敦賀のおぼろ昆布製造技術解説パンフレット作製業務の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年7月10日

敦賀市長 米澤光治



1. 業務名

敦賀のおぼろ昆布製造技術解説パンフレット作製業務

2. 業務内容

別添敦賀のおぼろ昆布製造技術解説パンフレット作製業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 提案上限額

3,640,160円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。  
ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、公告日から企画提案書の提出期間の末日までの間において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 敦賀市内に本店又は支店、若しくは営業所等を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。

- (6) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (9) (7)又は(8)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (10) 市税を滞納していないこと。

## 6. 募集要項及び仕様書

別添敦賀のおぼろ昆布製造技術解説パンフレット作製業務公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書のとおり

## 7. 募集要項等の配布期間等

- (1) 配布期間 令和8年7月10日（金）から令和8年8月5日（水）まで。  
ただし、10に掲げる担当部署での配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
- (2) 配布方法 10に掲げる担当部署で配布する。  
また、敦賀市ホームページにおいて公開する。

## 8. 企画提案書類の受付期間及び提出方法等

- (1) 受付期間 令和8年7月10日（金）から令和8年8月5日（水）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 提出方法 持参又は郵送並びに電子メールにより、10に掲げる担当部署に提出すること。郵送及び電子メールについては令和8年8月5日（水）午後5時までの必着とする。
- (3) 提出部数 紙媒体7部（正本1部・副本6部）及び電子データで提出すること。なお、企画案は一者につき1案に限る。  
提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

## 9. 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年7月10日（金）午前8時30分から令和8年7月28日

(火) 午後5時まで

- (2) 受付方法 10 に掲げるメールアドレス宛てに、電子メールにて送信すること。  
電話での質問は認めない。
- (3) 回 答 回答は、令和8年7月31日（金）午後5時までに敦賀市ホームページに掲載するとともに、令和8年8月5日（水）午後5時まで、10 に掲げる担当部署において閲覧することができる。  
なお、質問に対する回答は、募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。

10. 募集要項等の配布場所、問い合わせ先及び企画提案書類の提出先

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2-1-1

敦賀市文化交流部文化・交流推進課

担当者 松宮

電 話 0770-22-8152

F A X 0770-23-6944

電子メール k-bunka@ton21.ne.jp

11. その他

この公告に掲げるもののほか、プロポーザルに関し必要な事項は、別添募集要項による。